

## 災害拠点病院の指定について

このことについて、次の病院を災害拠点病院に指定したいので、岡山県医療審議会の意見を求めるものです。

### 記

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 開設者の名称    | 社会医療法人盛全会         |
| 2 | 病院の名称     | 岡山西大寺病院           |
| 3 | 病院の所在地    | 岡山市東区金岡東町一丁目1番70号 |
| 4 | 災害拠点病院の種別 | 地域災害拠点病院          |

### <参考 主な指定要件>

- ・ 24時間緊急対応、災害発生時の傷病者等の受入れ
- ・ DMATの保有
- ・ 救命救急センター又は第二次救急医療機関
- ・ BCPの整備、訓練の実施
- ・ 耐震構造、自家発電機の保有
- ・ 水、食料、飲料水、医薬品の確保
- ・ ヘリポートの確保 など

## 岡山西大寺病院に係る災害拠点病院の指定について

### 1 災害拠点病院の概要

災害拠点病院とは、災害時における医療体制の充実強化を図るため、県知事が「24時間緊急対応が可能な体制を有する」等の指定要件を満たす医療機関について指定を行うもの。

#### (1) 災害拠点病院の主な機能

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能
- ・地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能 等

#### (2) 根拠通知

「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知（令和5年2月28日最終改正）。以下「医政局長通知」という。）

### 2 災害拠点病院の指定（整備）方針と岡山県の指定状況等

#### (1) 医政局長通知で示された整備方針

- 地域災害拠点病院：原則として二次医療圏ごとに一か所整備が必要
- 基幹災害拠点病院（※）：原則として都道府県ごとに一か所整備が必要

（※）地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす病院

#### (2) 岡山県の指定状況

本県では、現在、**基幹災害拠点病院として岡山赤十字病院**を指定し、**地域災害拠点病院として次の10病院**を指定しており、5つ全ての二次保健医療圏において災害拠点病院が整備できている。なお、リスク分散の観点から県南東部及び県南西部では、救急医療実績の高い複数の医療機関を指定している。

（令和5年3月1日現在）

二次保健医療圏	医療機関名	種別	指定年月日
県南東部	岡山赤十字病院	基幹	H 9. 1. 14
	岡山済生会総合病院	地域	H 9. 1. 14
	国立病院機構岡山医療センター	地域	H23. 11. 24
	岡山大学病院	地域	H24. 4 . 1
	岡山市立市民病院	地域	H27. 6. 2
	川崎医科大学総合医療センター	地域	R1. 10. 31
県南西部	川崎医科大学附属病院	地域	H 9. 1. 14
	倉敷中央病院	地域	H 9. 1. 14
高梁・新見	高梁中央病院	地域	H20. 8. 6
真庭	総合病院落合病院	地域	H 9. 1. 14
津山・英田	津山中央病院	地域	H 9. 1. 14

(3) 現況を踏まえた災害医療提供体制

上記のとおり、本県では、順次、災害拠点病院の追加指定を行い、災害医療提供体制の整備を進めているところであるが、南海トラフ巨大地震のような広域災害を考慮すると、被災地からの傷病者受入体制やDMATの派遣体制等をさらに強化する必要があることから、災害拠点病院を追加指定することとする。

3 岡山西大寺病院に係る指定要件の充足状況等

災害拠点病院の指定に当たっては、運営・体制及び施設・設備の観点から医政局長通知別紙で指定要件が定められており、このたび、岡山西大寺病院の充足状況を確認したところ、指定要件を全て満たしていると認められるため、新たに災害拠点病院に指定する。

## ＜岡山西大寺病院に係る指定要件の充足状況＞

災害拠点病院指定要件		適否	備考	
運営体制	①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	適		
	②災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点となり、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。	適		
	③災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の体制を整えていること。	適		
	④救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること。	適		
	⑤被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。	適		
	⑥整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施していること。	適		
	⑦地域の第二次救急医療機関等とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	適		
施設・設備	医療関係	①病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けること。	適	
		②診療機能を有する施設(病棟や外来棟等)が耐震構造を有すること。	適	
	③通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有すること。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。	適		
	④浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講ずること。	適		
	⑤災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。	適		
	⑥衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。	適		
	⑦EMISに参加し、災害時に情報を入力する体制を整えていること。	適		
	⑧多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有していること。	適		
	⑨患者の多数発生時用の簡易ベッドを有していること。	適		
	⑩被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有していること。	適		
	⑪トリアージ・タグを有していること。	適		
⑫食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えていること。	適			
搬送関係	①原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有していること。	適		
	②DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を有していること。(その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。)	適		